

**令和7年度
かがわスマートハウス促進事業
(重点対策加速化事業)補助金**

手続の手引

予約の第二次受付期間

令和7年8月22日(金) ~ 令和7年11月28日(金)
(土曜、日曜、祝日を除く)

申請の受付期間

令和7年6月6日(金) ~ 令和8年1月30日(金)

香 川 県

ご注意

- ・補助金の申請等をするときには、必ずこの「手順の手引」をよくお読みの上、手順を行っていただきますようお願いいたします。
- ・令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金とは、要件や手順方法等が異なります。必ず令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金の要件や手順方法を確認してください。
- ・様式や手順については、年度の途中で改正される場合があります。最新の情報については、県ホームページでご確認の上、手順を行ってください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/saiene/r7kagawasmarthousejuuten.html>

令和6年度からの主な変更点

【補助事業者】

高松市、土庄町又は綾川町内の既存住宅において補助事業を行う者は補助対象外となります。

高松市、土庄町又は綾川町の実施する補助金を利用してください。

※第二次受付からは、高松市、土庄町及び綾川町内の既存住宅において補助事業を行う者も補助対象とします。

【補助事業】

太陽光発電設備のみ(蓄電池なし)を設置する場合も補助対象となります。

【蓄電池】

導入価格が12.5万円/kWh以下のものとなるよう努めることが要件となります。

【書類提出先】

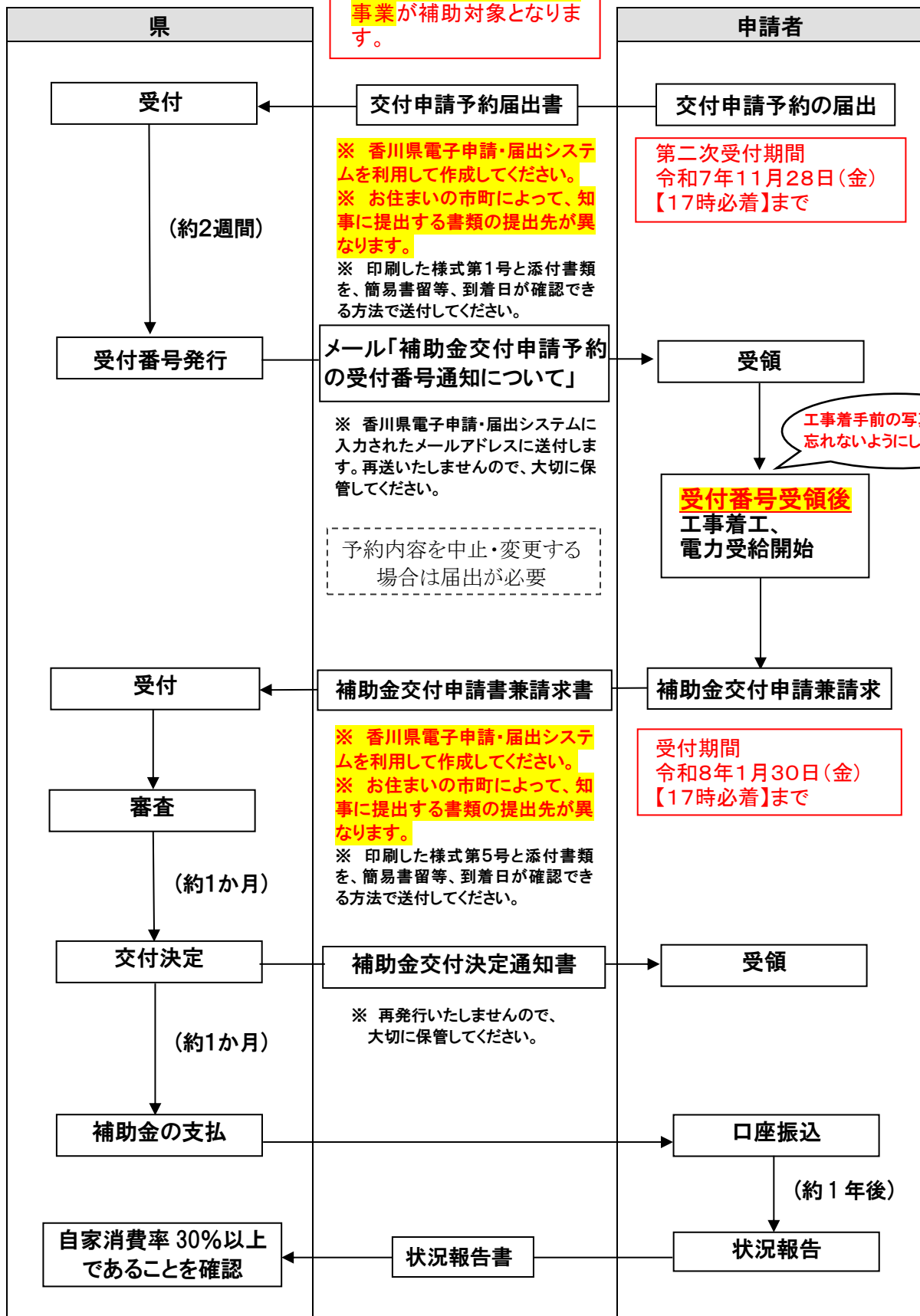
観音寺市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、三木町、直島町、琴平町又は多度津町内の既存住宅において補助事業を行う場合は、既存住宅の所在地を管轄する市役所又は町役場に提出してください。

上記以外の既存住宅において補助事業を行う場合は、香川県環境政策課カーボンニュートラル推進室に提出してください。

<<< 目 次 >>>

1. 手続の流れ	1
2. 補助の対象となる設備	2
3. 補助金額	4
4. 補助金の申請ができる方	6
5. 他の補助金との重複受給	6
6. 補助金の予約	8
7. 手続の代行	9
8. 受付番号の通知	10
9. 設置工事	10
10. 電力会社との電力受給契約の締結	11
11. 補助事業の変更、中止	12
12. 補助金の申請兼請求	13
13. 補助金の交付決定	14
14. 補助金の支払	14
15. 状況報告	15
16. 補助事業の完了後に守っていただく事項	15
17. 書類の提出方法	16
様式集	18
令和7年度かがわスマートハウス促進事業(重点対策加速化事業)補助金交付要綱	46
香川県補助金等交付規則	52
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱	56
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領	63
県税の完納証明書の発行場所のご案内	71

1. 手続の流れ



2. 補助の対象となる設備

太陽光発電設備のみを設置する場合、太陽光発電設備及び蓄電池を同時設置する場合に、補助対象となります。

蓄電池のみを設置する場合は、補助対象外です。

【太陽光発電設備】

次の①～⑬の要件をすべて満たすもの

- ① 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- ② 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- ③ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- ④ 補助事業者の敷地内の店舗・事業所等を除く住宅部分において、本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。
- ⑤ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10キロワット未満であること。
- ⑥ 発電量を計測する機器を備えること。
- ⑦ 各種法令等を遵守した設備であること。
- ⑧ 商用化され、導入実績があるものであること。
- ⑨ 中古設備でないこと。
- ⑩ PPA・リースにより導入されるものでないこと。
- ⑪ 住宅のある敷地内に設置するものであること。
- ⑫ 店舗・事業所等を除く住宅部分において、太陽光発電設備で発電した電力を使用する設備であること。
- ⑬ その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2. ア(ア)の「交付要件」を満たす太陽光発電設備であること。

【蓄電池】

次の①～⑫の要件をすべて満たすもの

- ① この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ② 家庭用蓄電池(20kWh未満)であること。
- ③ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ④ 導入価格(設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。)が12.5万円/kWh以下のものとなるよう努めること。
- ⑤ 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。
- ⑥ 各種法令等を遵守した設備であること。
- ⑦ 商用化され、導入実績があるものであること。
- ⑧ 中古設備でないこと。
- ⑨ PPA・リースにより導入されるものでないこと。
- ⑩ 定置用であること。
- ⑪ 店舗・事業所等を除く住宅部分において、蓄電池で蓄電した電力を使用する設備であること。
- ⑫ その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2. ア(イ)の「交付要件」を満たす蓄電池であること。



■この補助金は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して実施するものです。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2に記載されている交付要件を満たさない設備は補助対象となりません。交付要件を満たす設備となっているか、必ず確認してください。

3. 補助金額

【太陽光発電設備】

太陽光発電設備の公称最大出力の合計値1kWあたり8万円（上限45万円）

※「太陽光発電設備の公称最大出力の合計値」とは、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（小数点以下切捨て）とします。

例1：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が6.56kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が4.4kWの場合

→太陽光発電設備の公称最大出力の合計値は4kWであるため、補助金額は32万円となります。

例2：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が3.88kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が4.0kWの場合

→太陽光発電設備の公称最大出力の合計値は3kWであるため、補助金額は24万円となります。

例3：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が9.72kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が8.8kWの場合

→太陽光発電設備の公称最大出力の合計値は8kWであるため、補助金額は45万円となります。

・補助対象経費は、太陽光発電設備の設置に係る設備費及び工事費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）です。詳細は、69ページをご確認ください。

【蓄電池】

補助対象経費の1/3（上限20万円）（千円未満の端数は切捨てとします。）

ただし、14.1万円/kWh（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）の3分の1を上限とします。

- ・補助対象経費は、蓄電池の設置に係る設備費（パッケージ型番一式）及び工事費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）です。詳細は69ページをご確認ください。
- ・複数者から見積りの取得を行ったり、販売事業者に対し導入価格が12.5万円/kWh以下の蓄電池の調達可否の確認を行ったりすることによって、蓄電池の導入価格が12.5万円/kWh以下となるよう努める必要があります。蓄電池の導入価格が12.5万円/kWhを超える場合は、誓約書（様式第6号）にどのような方法で導入価格が12.5万円/kWh以下となるように努めたかを記載してください。

例1：補助対象経費が1,392,000円、蓄電容量が10.0kWhの場合

→蓄電池の導入価格は139,200円/kWhであるため、125,000円/kWhとなるように努めた場合は補助対象となり、補助金額は20万円となります。

例2：補助対象経費が592,620円、蓄電容量が5.6kWhの場合

→蓄電池の導入価格は105,825円/kWhであるため補助対象となり、補助金額は19.7万円となります。

例3：補助対象経費が878,500円、蓄電容量が3.5kWhの場合

→蓄電池の導入価格は251,000円/kWhであるため、125,000円/kWhとなるように努めた場合は補助対象となり、補助金額は16.4万円となります。

4. 補助金の申請ができる方

補助金の申請ができる方は、次の全てに該当する必要があります。

- ① 県内の**既存住宅(住民票の住所で居住していることが確認できるものに限る)**において、補助事業(太陽光発電設備の設置又は太陽光発電設備及びその設備に連系する蓄電池の設置)を行う**個人**であること
- ② 県税(個人住民税を含む)の滞納がないこと
- ③ 補助事業について、国及び県から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていない者であること
- ④ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること
- ⑤ **令和7年5月1日以後に、補助事業に係る工事請負契約を締結する者であること**
- ⑥ 暴力団員等でないこと(香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと)



■ 申請書兼請求書提出時には、**申請者の住民票の住所と補助対象設備の設置場所が同じ場所になっており、居住していることが確認できる必要があります。**

5. 他の補助金との重複受給

この補助金を活用して設置する太陽光発電設備及び蓄電池については、**国や県から他に補助金を受けることはできません。**また、**高松市、土庄町、綾川町が国の交付金を活用して実施する補助金を受けることはできません。**市町が独自の予算で実施している補助金を受けることは制限していませんが、詳細は市町に確認してください。

【重複受給不可の補助金】

- ・国が実施する太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助金
(蓄電池の補助金を活用する場合は、国が実施する蓄電池の補助金(DR家庭用蓄電池事業等)を受けることはできません。)
- ・令和7年度かがわスマートハウス促進事業補助金(蓄電池・V2H)
(断熱改修の補助金を受けることはできます。)
- ・高松市、土庄町、綾川町が国の交付金を活用して実施する補助金

＜県が実施する補助金における併給が可能な組み合わせ＞

	ZEH (新築のみ)	蓄電池 (既存又は 新築ZEH)	V2H (既存又は 新築ZEH)	断熱 改修 (既存のみ)	重点 太陽光 (既存のみ)	重点 蓄電池 (既存のみ)	合計額
補助 上限 額	20万円 (子育て世 帯等加算 +5万円)	10万円	10万円	20万円 (子育て世 帯等加算 +5万円)	45万円	20万円	
①	○ (自家消費 型太陽光発 電設備の場 合に限る)	○					30～35 万円
②	○ (自家消費 型太陽光発 電設備の場 合に限る)		○				30～35 万円
③		○		○			30～35 万円
④			○	○			30～35 万円
⑤					○	○	65万円
⑥				○	○		65～70 万円
⑦				○	○	○	85～90 万円

6. 補助金の予約

電子申請及び郵送・持参

補助金の交付を受けようとする方は、あらかじめ、香川県電子申請・届出システムを利用して、**交付申請予約届出書**を作成し、添付書類とあわせて提出してください。書類の提出先は、お住まいの市町によって異なります。

交付申請予約届出書の第二次受付期間は、**令和7年11月28日(金)【17時必着】まで**です。なお、第二次受付からは月曜日から金曜日まで(ただし、祝日は除く)の受付に変更します。

受付は**先着順**とします。**予約受付額が予算額に到達した場合、予約の受付を終了します。**

※香川県電子申請・届出システムに入力しただけでは、届出したことにはなりません。印刷した交付申請予約届出書(様式第1号)と添付書類をすべてそろえた状態で、県(お住まいの市町によってはその市町)に郵送又は持参したときに、受付となります。

※香川県電子申請・届出システムに入力後は、速やかに添付書類を提出してください。交付申請予約届出書の届出日から7日以内に添付書類が提出されない場合、届出は**不受理**とさせていただきます。

※補助金の予約は電灯契約(電力受給契約)1件ごとに行う必要があります。

① 交付申請予約届出書(様式第1号)

＜様式は19ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。＞

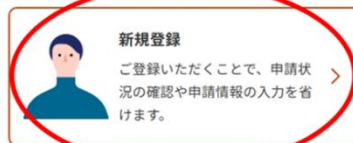
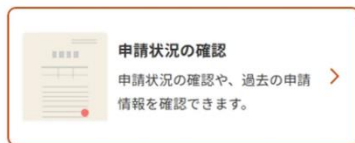
香川県電子申請・届出システムを利用して作成してください。

出力したPDFを印刷し、添付書類とあわせて郵送又は持参で提出してください。

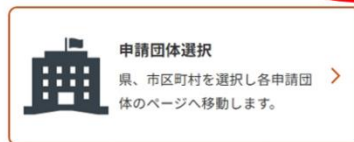
URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9492

※香川県電子申請・届出システムを利用するためには、利用者登録が必要です。
(https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay)

オンラインで申請手続き・申請状況を確認する



まずはここから利用者登録をしてください。



② 交付申請予約届出書の添付書類

交付申請予約届出書には、30ページの別表1の書類を添付してください。



- 必要に応じて説明、訂正を求める場合があります。
- 届出内容に不備があった場合、内容の修正をしていただく必要がありますので、届出に当たっては入力内容に誤りがないかよくご確認ください。
- 補助金申請ができる金額は、予約金額が上限となります。**補助金の額の増額変更はできませんのでご注意ください。**

7. 手続の代行

この補助金の交付を受けようとする方は、補助金の交付申請予約の届出、交付申請等について、設置しようとする補助対象設備の販売事業者等に対して、これらの事務手続を代行してもらうことができます。

事務手続を代行してもらう場合には、交付申請予約届出書、交付申請書兼請求書等の「手続代行者」欄への入力が必要です。この欄に入力がない場合は、手続の代行は認められません。

手続代行者の方へ

- 手続代行者は、電話等による県からの問合せに応答できる者としてください。名刺や別紙等を提出することにより実際の問合せ先を「手続代行者」欄に記載の者と別にすることは認められません。
- 手続代行者は、事務手続を誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて得た依頼者の情報は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に従って取り扱うものとし、ます。
- 県は、手続代行者が、県の定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとし、ますので、その旨を了承の上、手続代行を行ってください。

8. 受付番号の通知

県は、交付申請予約届出書の内容を確認し、香川県電子申請・届出システムに入力されたメールアドレスに「補助金交付申請予約の受付番号通知について」というメールを送付します。

受付番号は、交付申請予約届出書(添付書類を含む)が県に到達してから約2週間後に発行します。ただし、届出内容に不備・不足がある場合は、この限りではありません。

交付申請書兼請求書等を作成するときに、受付番号の入力が必要になりますので、メールは削除しないよう保管してください。メールの再送はいたしません。



■ 受付番号の通知は、補助金の支払を確約するものではありません。適正な交付申請書兼請求書を提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとします。

9. 設置工事

設置工事に着手する前に、補助対象設備の設置場所の写真を撮影してください。交付申請書兼請求書を提出する際には、補助対象設備の設置場所(太陽電池モジュール設置場所及び蓄電池設置場所)の設置前の状況が確認できるカラー写真(撮影日が確認できるもの)の添付が必要です。写真撮影を忘れないようにご注意ください。

受付番号を受領した日以降に、補助の対象となる設備の設置工事に着手してください。



■ 受付番号を受領した日より前に、補助の対象となる設備の工事に着手した場合は、補助の対象となりません。

10. 電力会社との電力受給契約の締結

固定価格買取制度(FIT)・FIP制度による売電はできませんが、相対・自由契約による売電は可能です。

余剰電力を売電する場合は、**交付申請書兼請求書の受付期間中に電力受給開始できるように、電力会社との電力受給契約を締結してください。**

■電力受給契約については、お近くの電力会社にお問い合わせください。

○四国電力 https://www.yonden.co.jp/nw/renewable_energy/procedure/under50kw.html

○中国電力 <https://www.energia.co.jp/nw/energy/kaitori/flow/>



■電力会社との電力受給契約には、申込みをしてから期間を要する場合がありますので、早めに電力会社に申込みを行い、工事完了から電力受給契約までに要する期間を確認の上、電力受給契約日が交付申請書兼請求書の受付期間中に間に合うよう設置工事を計画してください。

11. 補助事業の変更、中止

電子申請

受付番号の受領後に、補助事業の内容を変更するとき、補助事業を中止しようとするときは、次の手続が必要です。

(1) 補助事業の内容を変更するとき

補助金の額の減額を伴う変更を行う場合は、香川県電子申請・届出システムを利用して、交付申請予約変更届出書(様式第4号)を提出してください。

URL:https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9584

交付申請予約変更届出書には、工事請負契約書及び見積書の写し(契約内容の変更を確認できるもの)を添付してください。

交付申請書兼請求書の提出前までに、交付申請予約変更届出書を提出しておく必要があります。

補助金申請ができる金額は、予約金額が上限となります。補助金の額の増額変更はできません。



■ 交付申請予約の届出者(＝補助対象設備の購入者、電力受給契約者)を、予約後に変更することはできません。

届出者を変更する場合は、予約を一旦、取り下げた上で、改めて予約する必要があります。

(2) 補助事業を中止するとき

香川県電子申請・届出システムを利用して、交付申請予約取下げ届出書(様式第3号)を提出してください。

URL:https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9583

12. 補助金の申請兼請求

電子申請及び郵送・持参

補助対象設備の設置や電力会社との電力受給契約の締結が完了した場合は、香川県電子申請・届出システムを利用して、**交付申請書兼請求書**を作成し、添付書類とあわせて提出していただく必要があります。書類の提出先は、お住まいの市町によって異なります。

交付申請書兼請求書の受付期間は、**令和8年1月30日(金)【17時必着】**までです。

※香川県電子申請・届出システムに入力しただけでは、申請したことにはなりません。印刷した交付申請書兼請求書(様式第5号)と添付書類をすべてそろえた状態で、県(お住まいの市町によってはその市町)に郵送又は持参したときに、受付となります。

受付期間中に提出いただけない場合、補助金の交付を受けることができなくなります。

余剰電力を売電する場合は、受付期間中に電力受給契約を締結しておく必要があります。

受付期間内に補助対象設備の設置や電力受給契約の締結が完了できるよう十分注意して設置工事を計画してください。

また、交付申請書兼請求書の内容について県から問合せを行う場合がありますので、**提出書類は必ず写しを保管**してください。

① 交付申請書兼請求書(様式第5号)

＜様式は23ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。＞

香川県電子申請・届出システムを利用して作成してください。

出力したPDFを印刷し、添付書類とあわせて郵送又は持参で提出してください。

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9585

申込完了

かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請書兼請求書の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

整理番号	
パスワード	

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFファイルを出力する

※ここから印刷してください。

② 交付申請書兼請求書の添付書類

交付申請書兼請求書には、33ページの別表2の書類を添付してください。

※個人住民税の完納証明書は、市町が発行する下記の書類でも受理します。

高 松 市	滞納無証明書
丸 亀 市	滞納のない証明書
坂 出 市	完納証明書
善 通 寺 市	滞納のない証明書
観 音 寺 市	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
さ ぬ き 市	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
東かがわ市	完納証明書
三 豊 市	完納証明書
土 庄 町	納税(完納)証明書
小 豆 島 町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
三 木 町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
直 島 町	滞納のない証明書
宇 多 津 町	完納証明書
綾 川 町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
琴 平 町	滞納のない証明書
多 度 津 町	滞納のない証明書
まんのう町	滞納のない証明書



■提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

■提出いただいた書類に不備があった場合、差替え書類を新たに再提出していただく必要がありますので、提出に当たっては記載内容をよくご確認ください。

13. 補助金の交付決定

県は、提出された交付申請書兼請求書の内容を審査し、補助金を交付する要件を満たしていると認めるときは、「補助金交付決定通知書(様式第7号)」を、**補助事業者(申請者)あてに**郵送します。**(手続代行者あてではありません)**

交付決定の内容について、可能な限り申請者・手続代行業者双方で共有するように努めてください。

この補助金交付決定通知書により、補助金の額が確定します。

補助金交付決定通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

14. 補助金の支払

県は、補助金交付決定通知書を発行してから**約1か月後**に、指定いただいた口座に補助金を振り込みます。

15. 状況報告

補助対象設備を設置してから、少なくとも1年間の間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、状況報告書(様式第11号)により報告していただく必要があります。状況報告書には、累計発電電力量及び累計売電電力量が確認できる写真等を添付してください。

累計発電電力量及び累計売電電力量は、モニター画面等で確認することができます。モニター画面等で売電量が確認できない場合は、電力会社から発行される明細書が必要になりますので、紛失しないように保管してください。

16. 補助事業の完了後に守っていただく事項

① 財産の適正管理と処分制限

この補助金により設置した設備は、補助金の交付の目的にしたがって適正に管理しなければなりません。

やむを得ない理由により、補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第10号)を提出し、知事の承認を受ける必要がありますので、事前に県までご相談ください。

＜様式は28ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。＞

また、補助金の一部について返還を求める場合があります。

連絡先: 香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室 電話: 087-832-3851(直通)

なお、天災地変その他自らの責に帰することのできない理由により、設備が壊れたり(毀損)、失われた(滅失)ときは、知事に財産毀損・滅失届出書(様式第9号)を提出していただく必要がありますので、その場合も県までご相談ください。

＜様式は27ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。＞

② 実地調査

県は、必要に応じて、補助金の支払後においても実地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、この補助金に関して不正が発覚した場合には、補助の取消しや補助金の返還等が命じられますので、ご注意ください。

③ アンケート調査

県では、地球温暖化防止対策の参考とするため、補助事業者を対象として、アンケート調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

17. 書類の提出方法

県に提出する書類の部数は1部で、下記の点に注意の上、簡易書留や一般書留、又は、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。(FAXや電子メールによる提出は受け付けません。)

また、県から問合せを行う場合がありますので、提出の際には、必ず提出物の写しを保管してください。

(1) 信書を送達できる者により送付すること

交付申請書兼請求書等は「信書」(「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」をいいます。)に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。一般の宅配便での送付はできません。

- ① 郵便事業株式会社(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条)
- ② 総務大臣の許可を受けた信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第3条)

(2) 配達記録が確認できる方法で送付すること

交付申請書兼請求書等が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、補助事業者(申請者)において配達記録で確認していただく必要があります。県では、未着のものについての確認はできませんので、ご注意ください。

(3) 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること

補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「補助金交付申請書兼請求書在中」等と記載してください。

○書類提出先

【下記の市町以外に設置する場合】

〒760-8570 (県庁専用郵便番号ですので、郵送の場合は住所の記載は不要です)
高松市番町四丁目1番10号
香川県 環境政策課 カーボンニュートラル推進室

【観音寺市に設置する場合】

〒768-0070 観音寺市南町四丁目2番10号
観音寺市 生活環境課

【さぬき市に設置する場合】

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8
さぬき市 生活環境課

【東かがわ市に設置する場合】

〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市 環境衛生課

【小豆島町に設置する場合】

〒761-4492 小豆郡小豆島町片城甲44番地95

小豆島町 住まい政策課

【三木町に設置する場合】

〒761-0692 木田郡三木町大字氷上310番地

三木町 環境下水道課

【直島町に設置する場合】

〒761-3110 香川郡直島町1122番地1

直島町 環境水道課

【琴平町に設置する場合】

〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井817番地10

琴平町 住民福祉課

【多度津町に設置する場合】

〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

多度津町 住民環境課



■提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

■持参の場合は、書類の受取のみの対応となります。(その場での審査は行いません。)

【 様式集 】

様式第1号 交付申請予約届出書	19
様式第2号 発電電力の消費量計画書	20
様式第3号 交付申請予約取下げ届出書	21
様式第4号 交付申請予約変更届出書	22
様式第5号 交付申請書兼請求書	23
様式第6号 誓約書	24
様式第7号 交付決定通知書	25
様式第8号 不交付決定通知書	26
様式第9号 財産毀損・滅失届出書	27
様式第10号 財産処分承認申請書	28
様式第11号 状況報告書	29
別表1 交付申請予約届出書 提出書類チェックリスト	30
別表1-1 交付申請予約届出書の必要書類について	31
別表2 交付申請書兼請求書 提出書類チェックリスト	33
別表2-1 交付申請書兼請求書の必要書類について	35
納税証明書交付請求書(県税)(見本)	39
証明願(個人住民税)	40
出力対比表(書式例)	42
設置費に関する領収書見本	45

香川県知事 殿

届出日	令和 年 月 日	
届出者情報	郵便番号	〒 -
	住所	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出します。

1 届出概要	届出方法 (該当するものを選択)	☐ 届出者本人 ☐ 手続代行者				
	設置場所 (該当するものを選択)	☐ 届出者住所と同じ ☐ その他（下記に記載）				
	郵便番号 (その他の場合に記載)	〒 -				
	住所 (その他の場合に記載)					
	住宅の種類 (該当するものを選択)	☐ 専用住宅 ☐ 兼用住宅				
	太陽光発電設備の設置区分 (該当するものを選択)	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ その他				
	設置工事契約日	令和 年 月 日				
	工事着手予定日 ※工事着手予定日に関わらず、実際の工事は、受付番号を受領してから着手してください。	令和 年 月 日				
	太陽光発電設備	公称最大出力（合計値） ※太陽光モジュールの公称最大出力	A		(kW)※小数点第2位まで記載（小数点第3位切捨て）	
		定格出力（合計値） ※パワーコンディショナーの定格出力	B		(kW) ※小数点第2位まで記載（小数点第3位切捨て）	
出力値 ※A、Bのうち低い値を小数点以下切捨てて記入		C		(kW) ※小数点以下切捨て		
補助金交付申請予約額 ※C(kW) × 8万円/kW（上限45万円）				,000(円)		
蓄電池 (20kWh未満)	蓄電容量	D		(kWh)※小数点第1位まで記載（小数点第2位切捨て）		
	補助対象経費 ※工事費込み・税抜き	E		(円)		
	導入価格 ※E(円) ÷ D(kWh) ≦ 125,000(円/kWh) となるよう努めること。			(円/kWh)		
	補助金交付申請予約額 ※E(円) × 1/3（上限20万円） ただし、14.1万円/kWhの1/3を上限とします。			,000(円) ※千円未満は切捨て		
2 手続代行者	届出方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金届出の手続行為を委任します。 ※届出者本人が届出する場合は記載不要。					
	会社	支店・営業所名				
	代表者名					
	担当者名					
	電話番号					
	メールアドレス					
3 重要事項確認	下記の項目すべてにチェックが入らない場合は、補助金の交付要件を満たしていないため交付申請予約届出書を受理できません。 下記の項目以外の交付要件は、本事業の交付要綱及び手続の手引をご確認ください。					
	補助要件		再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。			
			電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。			
			補助事業者の敷地内の店舗・事業所等を除く住宅部分において、本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。			
			太陽光発電設備が発電した電力及び蓄電池が蓄電した電力は、店舗・事業所等を除く住宅部分において、消費すること。			
			太陽光発電設備の発電量が計測できる機器を設置すること。			
			補助対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。			
			再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。			
			蓄電池を設置する場合、導入価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）が12.5万円/kWh以下となるよう努めること。			

発電電力の消費量計画書

申 請 者 名	
年 間 発 電 量 見 込	(A) k W h
年 間 自 家 消 費 量 見 込	(B) k W h
見 込 自 家 消 費 率 【 (B) / (A) 】	%
過 去 一 年 間 の 電 気 使 用 量	k W h
発 電 量 の 把 握 方 法 (予 定)	☐ データ計測装置を設置（モニターを撮影予定） ☐ データ計測装置を設置（パソコン等から出力予定） ☐ その他（ ）
自 家 消 費 量 又 は 売 電 量 の 把 握 方 法 (予 定)	☐ データ計測装置を設置（モニターを撮影予定） ☐ データ計測装置を設置（パソコン等から出力予定） ☐ その他（ ）

※本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量が、当該設備で発電する電力量の30%以上であることを確認する資料を提出してください。太陽光発電設備で発電して消費する電力量には、蓄電池を併用し消費する電力量を含みます。

※補助事業の完了後少なくとも1年間の間に発電した電力量や自家消費量等の実績の状況報告の提出が必要です。

※自家消費率の実績が要件を満たしていなかった場合、補助金の返還が必要となる場合があります。

(A) シミュレーションで推計してください（推計したシミュレーションは別途添付してください）。

(B) 電気料金明細書等がある場合は、それを根拠として1年間の消費電力量を計算してください。

香川県知事 殿

届出日	令和 年 月 日	
届出者情報	郵便番号	〒 —
	住所	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届出します。

1 届出概要	届出方法 (該当するものを選択)	☐ 届出者本人 ☐ 手続代行者
	受付番号	
2 手続代行者	届出方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金届出の手続行為を委任します。 ※届出者本人が届出する場合は記載不要。	
	会社 支店・営業所名	
	代表者名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

香川県知事 殿

届出日	令和 年 月 日	
届出者情報	郵便番号	〒 -
	住所	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出します。

1 届出概要	届出方法 (該当するものを選択)	☐ 届出者本人 ☐ 手続代行者							
	受付番号								
	太陽光発電設備		変更前 (交付申請予約届出書の内容を記載)			変更後			
		公称最大出力 (合計値) ※太陽光モジュールの公称最大出力	A		(kW)	A		(kW)	※小数点第2位まで記載 (小数点第3位切捨て)
		定格出力 (合計値) ※パワーコンディショナーの定格出力	B		(kW)	B		(kW)	※小数点第2位まで記載 (小数点第3位切捨て)
		出力値 ※A、Bのうち低い値を小数点以下 切捨てで記入	C		(kW)	C		(kW)	
		補助金交付申請予約額 ※C(kW) × 8万円/kW (上限45万円)			,000(円)			,000(円)	
	蓄電池 (20kWh未満)	蓄電容量	D		(kWh)	D		(kWh)	※小数点第1位まで記載 (小数点第2位切捨て)
		補助対象経費 ※工事費込み・税抜き	E		(円)	E		(円)	
		導入価格 ※E(円) ÷ D(kWh) ≦ 125,000(円/kWh) となるよう努めること。			(円/kWh)			(円/kWh)	
		補助金交付申請予約額 ※E(円) × 1/3 (上限20万円) ただし、14.1万円/kWhの1/3を上限と します。			,000(円)			,000(円)	※千円未満は切捨て
	2 変更理由	具体的理由を記載ください。							
	3 手続代行者	届出方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金届出の手続行為を委任します。 ※届出者本人が届出する場合は記載不要。							
		会社 支店・営業所名							
		代表者名							
担当者名									
電話番号									
メールアドレス									

香川県知事 殿

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請書兼請求書

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者情報

申請者	申請日	令和 年 月 日		
	受付番号			
	申請方法	☐ 申請者本人 ☐ 手続代行者		
	郵便番号	〒 -		
	住 所	※住民票に記載された住所をお書きください。		
	氏 名	※住民票の表記とおりに記載ください。		
	電話番号			
	メールアドレス			
手続代行者	申請方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金申請の手続行為を委任します。 ※申請者本人が申請する場合は記載不要。			
	会社 支店・営業所名			
	代表者名			
	担当者名			
	電話番号			
	メールアドレス			

2 申請概要

申請対象	補助金申請額	, 000円(千円未満切捨て)		
	(内訳)	太陽光発電設備	, 000円	蓄電池 , 000円
	契約日	令和 年 月 日		
	着工日	令和 年 月 日		
	電力受給開始日	令和 年 月 日		
	完了日	令和 年 月 日		

(1) 太陽光発電設備概要

交付申請予約届出書提出時からの変更の有無	☐ 変更なし ☐ 変更あり(交付申請予約変更届出書提出済) ☐ 変更あり(その他)
補助対象経費	円(税抜)
太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(A)	kW(小数点2桁未満は切捨て)
パワーコンディショナーの定格出力の合計値(B)	kW(小数点2桁未満は切捨て)
太陽光発電設備の公称最大出力の合計値(A、Bのうち低い方)	kW(小数点以下は切捨て)

(2) 蓄電池概要

交付申請予約届出書提出時からの変更の有無	☐ 変更なし ☐ 変更あり(交付申請予約変更届出書提出済) ☐ 変更あり(その他)
パッケージ型番	
補助対象経費(C)	円(税抜)
蓄電容量(D)	kWh(小数点1桁未満は切捨て)
導入価格(C÷D)	円/kWh

3 振込先口座

(金融機関名)		(本・支店、営業所等名)	
預金種目	☐ 当座 ☐ 普通	口座番号	
口座名義 (カタカナ)		※カタカナで記入してください。	

※姓と名の間に1つの全角スペースを入れること

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請に係る誓約書

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第15条に基づき交付決定の取消し、又は補助金の返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、香川県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 暴力団、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。
2. 補助対象設備の設置場所は、居住している住宅（店舗等との兼用を含む。）であり、賃貸化するものではありません。
3. 補助対象設備を設置した建物には、他に所有者はいません。他に所有者がいる場合は、設置についての承諾を受けています。
4. 補助対象設備は、受付番号を受領した日より前に工事着工を行っていません。
5. 補助対象設備は、各種法令等に遵守した設備になっています。
6. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定又はF I P（Feed in Premium）制度の認定を取得しません。
7. 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行いません。
8. 太陽光発電設備で発電した電力の30%以上を、敷地内の店舗等を除く住宅部分において自ら消費します。
9. 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施しています。
10. 適切な保守点検及び維持管理を実施し、補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守します。
11. 補助事業について、国及び県から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていません。
12. 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
13. 蓄電池を設置する場合、導入価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）が12.5万円/kWh以下となるよう努めています。【導入価格が12.5万円/kWhを超える場合は、以下の内容から努めた方法に該当するものをチェックしてください。】
 - ☐ 複数者から見積りの取得を行ったが、導入価格の条件を満たす見積りが得られなかった。
 - ☐ 販売事業者に対し、導入価格の条件を満たす蓄電池の調達可否の確認を行った。
 - ☐ その他（具体的内容を記載：_____）

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住所 _____

氏名（自署） _____

番 号
年 月 日

様

香川県知事

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付決定通知書

令和 7 年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金については、下記のとおり交付決定したので、令和 7 年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助金の額 金 円

3 交付決定日

4 交付の条件

- （1）補助事業により取得した財産について、取得日より太陽光発電設備は 17 年間、蓄電池は 6 年間、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。
- （2）知事が（1）の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じて返還しなければならない。
- （3）補助事業者は、香川県補助金等交付規則第 5 条の 2 各号のいずれにも該当しないこと。
- （4）上記に掲げるもののほか、香川県補助金等交付規則、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領及び令和 7 年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱の定めに従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

香川県知事

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金不交付決定通知書

令和 7 年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金については、交付しないことと決定したので、令和 7 年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

決定の理由

香川県知事

殿

届出者 住所

氏名

財産毀損・滅失届出書

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金により取得した財産が次のとおり毀損・滅失したので、令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第17条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 交付決定番号

		—				
--	--	---	--	--	--	--

2 財産取得年月日

			年			月			日
--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

3 毀損・滅失の内容（状況）

--

4 毀損・滅失の時期

年 月 日

※ 毀損・滅失の状況が分かる現況写真その他参考となる資料を添付すること。

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住所

氏名

財産処分承認申請書

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金により取得した財産について、香川県補助金交付規則（平成15年香川県規則第28号）第22条第2項及び令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第18条第1項の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 交付決定番号

		—				
--	--	---	--	--	--	--

2 財産取得年月日

			年			月			日
--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

3 処分しようとする財産及びその所在

--

4 処分の方法

☐ 目的外使用 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸し付け ☐ 担保
☐ その他（

)

5 処分予定時期

年 月 日から（ 年 月 日まで）

6 処分により収益がある場合、その金額

円

7 処分を行う理由

--

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）状況報告書

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第19条第1項の規定により、状況を報告します。

1. 報告者

交付決定番号			
氏 名			
住 所	〒		
電 話 番 号		FAX番号※	
E-mail※			

※FAX、E-mailをお持ちの方は記載してください。

2. 状況報告

①・②の確認日	令和 年 月 日		
①	累計発電電力量 (設備設置から確認日までの合計値)	kWh	
	確認方法	モニター表示器等	
②	累計売電電力量 (設備設置から確認日までの合計値)	kWh	
	確認方法 (いずれかに○)	モニター表示器等 ・ 売電メーター ・ 「お支払金額等のご案内 (仕入明細書)」 ・ その他 (詳細を記載:)	

※累計の発電電力量・売電電力量をご確認いただき、①・②の両方を記載ください。自家消費量は①と②の差になります。

※年毎（月毎）の発電電力量・売電電力量のみが表示される機器等の場合は、設備設置日から確認日まで各年（各月）全ての発電電力量・売電電力量の合計をそれぞれ記載してください。

3. 提出書類チェックリスト(提出物は全てご提出ください)

提出物	☐	状況報告書（この書類）
	☐	①累計発電電力量が確認できるモニター表示器等の写真
	☐	②累計売電電力量が確認できるモニター表示器等又は売電メーターの写真 ※確認できない場合、「お支払金額等のご案内（仕入明細書）」の写し
その他	☐	太陽光発電システムが現在も稼働している。 ※故障等により稼働していない場合は、お問合せ先までご連絡願います。

<注意事項>

- ・状況報告書のほか、撮影日の分かる写真を必ず添付してください（用紙に印刷したものでも結構です）。
- ・年毎（月毎）の発電電力量・売電電力量のみが表示される機器等の場合は、設置日から確認日まで各年（各月）全ての発電電力量・売電電力量が分かる写真を貼付してください。
- ・ご不明な点がございましたら、香川県環境政策課カーボンニュートラル推進室 TEL：087-832-3851までご連絡ください。

4. 提出先（以下、いずれかの方法でご提出ください）

●香川県環境政策課 カーボンニュートラル推進室

E-mail：kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp FAX：087-806-0227

郵 送：〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

別表1 交付申請予約届出書 提出書類チェックリスト

届出者氏名	
-------	--

※別表 1-1 を必ず読み、書類の詳細を確認してください。

	必 要 書 類 内 訳	チェック欄	
		蓄電池 なし	蓄電池 あり
1	交付申請予約届出書（様式第1号）		
2	工事請負契約書・見積書の写し ※注文書の場合、注文請書も必要 ※電子契約の場合、合意締結証明書も必要		
3	太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類 （カタログ、仕様書等）		
4	パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる書類 （カタログ、仕様書等）		
5	蓄電池の型式名・定格容量が確認できる書類 （カタログ、仕様書等）		
6	発電電力の消費量計画書（様式第2号）		
7	発電電力の自家消費シミュレーション結果等		

別表 1-1 をご必読のうえ
☒を付けた状態でご提出ください。

別表1-1【交付申請予約届出書の必要書類について】

必要書類
1 交付申請予約届出書(様式第1号) ・<u>香川県電子申請・届出システムを利用して作成</u>してください。 ・香川県電子申請・届出システム以外の方法で作成されたものは受付できません。 ・香川県電子申請・届出システムへの入力のみでは、届出したことになりません。<u>帳票出力し、印刷した様式を添付書類とあわせて郵送又は持参で提出</u>してください。 ・蓄電池の蓄電容量は、<u>国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電容量</u>を記入してください。製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値とは異なる場合がありますのでご注意ください。
2 工事請負契約書・見積書の写し ・原則として<u>お客様控えの写し</u>を提出してください。 ・注文者は、<u>届出者本人</u>でなければなりません。(共有名義可。ただし、届出者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。) ・<u>太陽光発電設備の補助対象経費と蓄電池の補助対象経費が明確に確認できることが必要</u>です。 ・<u>太陽電池の公称最大出力が契約書又は見積書で確認できることが必要</u>です。 ・<u>蓄電池の型式(パッケージ型番)が契約書又は見積書で確認できることが必要</u>です。 ・工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)</u>の提出でもかまいません。 ・電子契約の場合、<u>サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるもの(クラウドサインの場合、「合意締結証明書」)</u>も提出してください。契約書の写しに記載された書類IDと、証明書に記載された書類IDが一致していることが必要です。
3 太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類 ・<u>設置する太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 ・設置する太陽電池モジュールが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
4 パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる書類 ・<u>設置するパワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 ・設置するパワーコンディショナーが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
5 蓄電池の型式名・定格容量が確認できる書類 ・<u>設置する蓄電池の型式名・定格容量が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 ・設置する蓄電池が複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
6 発電電力の消費量計画書(様式第2号) ・<u>シミュレーション結果を参考にした年間発電量見込と、過去1年間の電気使用量を参考にした年間自家消費量見込</u>を記入してください。 ・<u>見込自家消費率が30%以上でない場合は、補助金を受けることはできません。</u>
7 発電電力の自家消費シミュレーション結果等 ・<u>発電電力の消費量計画書を作成する際に参考としたシミュレーション結果等</u>を提出してください。 ・<u>年間発電量見込と年間自家消費量見込が確認できることが必要</u>です。 ・インターネットでシミュレーションができるようにしているメーカーもあります。詳細は、施工業者に確認してください。

8 その他必要となる書類

- ・補助金の予約受付を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

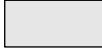
別表2 交付申請書兼請求書 提出書類チェックリスト

申請者氏名	
-------	--

※別表 2-1 を必ず読み、書類の詳細を確認してください。

	必 要 書 類 内 訳	チェック欄	
		蓄電池 なし	蓄電池 あり
1	交付申請書兼請求書（様式第5号）		
2	誓約書（様式第6号）		
3	住民票（ 原本 ） ※マイナンバーの記載が無いもの		
4	県税の完納証明書（ 原本 ）		
5	個人住民税の完納証明書（ 原本 ）		
6	工事請負契約書・見積書の写し ※予約時から変更があった場合に必要		
7	領収書の写し		
8	電力受給契約確認書の写し ※FIT（固定価格買取制度）を 利用しないことがわかるもの	連系開始のお知らせ	
		電力受給契約のご案内	
9	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類 （検査済証の写し、建物の登記簿謄本（ 原本 ）等）		
10	建物全体のカラー写真（施工後） ※住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合、住宅への配線 の様子が確認できる資料（配線図・写真）が必要		
11	太陽電池モジュール設置場所・蓄電池設置場所の 設置前 の状況が 確認できるカラー写真 ※撮影日が確認できるもの		
12	太陽電池モジュールの設置カラー写真 ※太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できること		
13	太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類 （カタログ、仕様書等） ※予約時から変更があった場合に必要		
14	出力対比表		
15	パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる資料 （銘板の写真、検査成績書の写し等）		
16	太陽光発電設備の保証書の写し		
17	パワーコンディショナーの保証書の写し		

18	蓄電池（本体）の設置カラー写真		
19	蓄電池の型式名・定格容量が確認できる資料 （銘板の写真、検査成績書の写し等）		
20	蓄電池の保証書の写し ※パッケージ型番・保証開始日が確認できるもの		
21	太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類（電気配線図等）		
22	発電電力の消費量計画書（様式第2号） ※予約時から変更があった場合に必要		
23	発電電力の自家消費シミュレーション結果等 ※予約時から変更があった場合に必要		
24	発電量を計測する機器の設置写真（モニター画面等）		
25	振込先口座が確認できる通帳等の写し		

 …場合によっては不要

別表2-1をご必読のうえ
☑を付けた状態でご提出ください。

別表2-1【交付申請書兼請求書の必要書類について】

必要書類
1 交付申請書兼請求書(様式第5号) ・<u>香川県電子申請・届出システムを利用して作成</u>してください。 ・香川県電子申請・届出システム以外の方法で作成されたものは受付できません。 ・香川県電子申請・届出システムへの入力のみでは、申請したことになりません。<u>帳票出力し、印刷した様式を添付書類とあわせて郵送又は持参で提出</u>してください。 ・蓄電池の蓄電容量は、<u>国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電容量</u>を記入してください。製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値とは異なる場合がありますのでご注意ください。
2 誓約書(様式第6号) ・<u>必ず申請者本人が内容を確認し、同意したうえで</u>、日付、住所、氏名を記入してください。 ・<u>蓄電池の導入価格が 12.5 万円/kWh を超える場合は、12.5 万円/kWh 以下となるよう努めた方法を記載(該当するものにチェック)</u>してください。
3 住民票(原本) ・<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から 3 ヶ月以内</u>に発行された現住所の住民票の原本を提出してください。 ・<u>住民票の住所と補助対象設備の設置場所が同じ場所になっており、居住していることが確認できる</u>必要があります。 ・<u>本籍地は不要です。</u> ・<u>マイナンバーが記載されたものは受理できません。</u>
4 県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書) ・<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から 3 ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 ・<u>申請者が県外在住者の場合でも、香川県のものが必要</u>です。(発行されます。) ・香川県県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターで発行しています。(71 ページの地図をご参照ください。) ・<u>証明手数料は1通につき 400 円(香川県証紙)</u>です。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。 ・その他証明書発行については香川県県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターにお問い合わせください。
5 個人住民税の完納証明書(原本) ・<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から 3 ヶ月以内</u>に発行された個人住民税の完納証明書の原本を提出してください。 ・原則として、40、41 ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口に出し、発行を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。) ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。 ・<u>個人住民税は、1月1日時点で住んでいる市町で課税されます。市町をまたぐ転居をされた場合は、前住所の市町で証明を受けなければならない場合がありますのでご注意ください。</u>(令和7年4月～5月は、令和6年1月1日時点の住所地で証明を受けてください。令和7年6月～令和8年1月は、令和7年1月1

日時点の住所地で証明を受けてください。)

- ・証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)を提出してください。

6 工事請負契約書・見積書の写し

- ・原則としてお客様控えの写しを提出してください。
- ・注文者は、申請者本人でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。)
- ・太陽光発電設備の補助対象経費と蓄電池の補助対象経費が明確に確認できることが必要です。
- ・太陽電池の公称最大出力が契約書又は見積書で確認できることが必要です。
- ・蓄電池の型式(パッケージ型番)が契約書又は見積書で確認できることが必要です。
- ・工事請負契約書の代わりとして、注文書と注文請書(片方のみは不可)の提出でもかまいません。
- ・電子契約の場合、サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるもの(クラウドサインの場合、「合意締結証明書」)も提出してください。契約書の写しに記載された書類IDと、証明書に記載された書類IDが一致していることが必要です。

7 領収書の写し

- ・補助対象経費が全て含まれるものを提出してください。
- ・領収書の名義は、申請者本人でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。)
- ・発行者の印があり、収入印紙を貼付のうえ、消印を行ったものを提出してください。
- ・領収書の大きさがA4サイズ以下の場合、A4サイズの紙に貼ったものを提出してください。
- ・補助対象設備を「立替払」で購入した場合は、専用の領収書見本(45 ページの設置費に関する領収書見本)を基に作成してください。
- ・振込による支払の場合も、必ず領収書の提出が必要です。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりになりません。
- ・割賦による支払(ローン)や立替払(クレジット)等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。

8 電力受給契約確認書の写し

- ・FIT及びFIP(Feed in Premium)制度を利用しないことが確認できる書類を提出してください。
- ・電力受給契約者は、申請者本人でなければなりません。
- ・四国電力と相対・自由契約をしている場合は、「連系開始のお知らせ」及び「電力受給契約のご案内」の計2枚が必要です。中国電力と相対・自由契約をしている場合は、「電力受給契約のお知らせ」が必要です。(資料名等に変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)

9 住宅の建築工事が完了していることを証明する書類

- ・工事請負契約締結時に、住宅の建築工事が完了していることが確認できる検査済証の写し、建物の登記簿謄本等を提出してください。
- ・建物の登記簿謄本の場合は、申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。インターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認められません。
- ・検査済証の写しや建物の登記簿謄本の提出が困難な場合は、個別にご相談ください。

10 建物全体のカラー写真

- ・補助対象設備を設置した建物の全体が分かるものを提出してください。

・住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合、<u>住宅への配線の様子が確認できる資料(配線図、写真)</u>が必要です。
11 太陽電池モジュール設置場所・蓄電池設置場所の設置前の状況が確認できるカラー写真 ・<u>補助対象設備の設置前に撮影した、補助対象設備設置場所のカラー写真</u>を提出してください。 ・<u>撮影日が確認できるように撮影してください。</u>
12 太陽電池モジュールの設置カラー写真 ・原則として設置した<u>太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの</u>を提出してください(屋根面ごとに必要)。 ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。 ・<u>すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合</u>は、写真に加え、<u>補足資料としてシステム配置図</u>を提出してください(<u>一部分でも太陽電池モジュールが写っている写真は必要</u>)。
13 太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類 ・<u>設置した太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 ・設置した太陽電池モジュールが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
14 出力対比表 ・原則として<u>メーカー発行のもの</u>を提出してください。 ○発行の無いメーカーの場合 ・<u>県の定めた書式例(42 ページ参照)と製造番号票等のコピー</u>の提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。 ・1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名／支店・営業所名をしてください。 ・製造番号票等(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。 ＊特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようにご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。 ＊製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていることを確認してください。(製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません)
15 パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる資料 ・<u>型式名及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、検査成績書の写し等</u>を提出してください。(検査成績書は出荷時にメーカーが発行するものであること)
16 太陽光発電設備の保証書の写し ・<u>保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。 ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。
17 パワーコンディショナーの保証書 ・<u>保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。 ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。
18 蓄電池(本体)の設置カラー写真 ・<u>蓄電池の設置状態が分かるカラー写真</u>を提出してください。
19 蓄電池の型式名・定格容量が確認できる資料 ・<u>型式名及び定格容量が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、検査成績書の写し等</u>を提出してください。
20 蓄電池の保証書の写し ・<u>パッケージ型番、保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。

・申請者の氏名が記載されていることが必要です。
21 太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類 ・<u>太陽光発電設備と蓄電池の連系が確認できる電気配線図(単線結線図)等</u>を提出してください。
22 発電電力の消費量計画書(様式第2号) ・<u>シミュレーション結果を参考にした年間発電量見込と、過去1年間の電気使用量を参考にした年間自家消費量見込</u>を記入してください。 ・<u>見込自家消費率が30%以上でない場合は、補助金を受けることはできません。</u>
23 発電電力の自家消費シミュレーション結果等 ・<u>発電電力の消費量計画書を作成する際に参考としたシミュレーション結果等</u>を提出してください。 ・<u>年間発電量見込と年間自家消費量見込が確認できることが必要</u>です。 ・インターネットでシミュレーションができるようにしているメーカーもあります。詳細は、施工業者に確認してください。
24 発電量を計測する機器の設置写真 ・<u>発電量を確認できるモニター画面等の写真</u>を提出してください。 ・補助対象設備設置から約1年後に、累計発電電力量と累計売電電力量を報告していただく必要があります。
25 振込先口座が確認できる通帳等の写し ・<u>補助金の振込先口座(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義)が確認できる通帳等の写し</u>を提出してください。
26 その他必要となる書類 ・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

納 税 証 明 書 交 付 請 求 書

香 川 県 県 税 事 務 所 長 殿

次のとおり納税証明書の交付を請求します。

年 月 日

窓 口 に 来 た 人	(納税者又は受任者)	住 所					
		フリガナ 氏 名	(生年月日 (電話番号	年	月	日)	
			(電話番号	()			
		委 任 状 この納税証明書の交付請求及び受領に関する行為を上記の者に委任します。					
		住 所 (本社所在地)					
		フリガナ 氏 名	(生年月日 (電話番号	年	月	日)	
		(法人名称及び代表者職・氏名)	(電話番号	()			

○該当する□にレ印をつけてください。(複数可)

使用目的	証明書の種類	請求部数
☐ 香川県入札参加資格審査申請	☒ すべての県税に滞納がない旨の証明(完納証明書) ※個人の県民税及び地方消費税を除く。	部
☐ 入札参加資格審査申請(香川県以外)		
☐ 金融機関提出	☐ 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税	部
☒ 県の行う補助・融資等の申請	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	
☐ 県営住宅入居申請	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	
☐ 決算変更届	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
☐ 建設業許可申請・変更届	☐ 個人事業税 (所得年 年)	部
☐ 酒類販売業免許申請	☐ 県税に未納がないこと及び過去2年以内に滞納処分を受けていないこと	部
☐ 公益法人に関するもの	☐ 過去3年以内に滞納処分を受けていないこと	部
☐ NPO法人に関するもの	☐ 過去3年以内に滞納処分を受けていないこと及び過去3年以内に 重加算金を課されたことがないこと	部
☐ その他 []	☐ その他 []	部
請 求 部 数 合 計		部

見 本

納税証明書交付請求書は、県税の完納証明書の発行窓口にあります。
また、県ホームページからもダウンロードできます。

裁				第	号
本 人 確 認	1 枚書類		複数書類①		複数書類② ※②のみ2枚では不可
	運転免許証	マイナンバーカード	各種保険証 ()	法人が発行した身分証明書 (顔写真付き)	
	在留カード	パスポート	介護保険被保険者証	行政書士補助者証	
	行政書士証票	身体障害者手帳	共済組合員証 年金手帳	納税通知書・領収証書 公共料金の領収書	
	上記以外の官公署発行の身分証 (顔写真付き)		その他	その他	
	[]		[]	[]	

令和 年 月 日

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称）

⑩

証 明 願

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請のため、
個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税につ
いて、滞納がないことを証明します。

令和 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口で2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

令和 年 月 日

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称）

印

証 明 願

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請のため、
個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税につ
いて、滞納がないことを証明します。

令和 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

出力対比表 <書式例>

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

令和 年 月 日

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

頁

補助事業者名		作成者 ※補助事業者が申請の場合は記入不要	
販売者名 ※		会社名/支店・営業所名	
製造メーカー名			

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名							
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)		.		W	太陽電池モジュールの枚数(枚)		枚
太陽電池モジュールすべての公称最大出力の合計値(W)		.		W	太陽電池モジュールすべての測定出力の合計値(W)		W

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

※ 2 ページ目以降は、こちらの様式をご利用ください。

出力対比表 <書式例>

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

令和 年 月 日

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

／ 頁

補助事業者名	
販売者名 ※	
製造メーカー名	

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名						
太陽電池モジュール1枚当 たりの公称最大出力(W)		.		W	太陽電池モジュールの 枚数(枚)	枚

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

出力対比表 <書式例>

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

令和6年 11月25日

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

1 / 1 頁

補助事業者名	香川 高太郎	作成者 ※補助事業者が申請の場合は記入不要
販売者名 ※	×××株式会社	
製造メーカー名	ABC 電機 (「株式会社」の記入は不要)	
		会社名/支店・営業所名

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名	Q D 1 2 5 A - 0 4						
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)	125	.	0	W	太陽電池モジュールの枚数(枚)	33	枚
太陽電池モジュールすべての公称最大出力の合計値(W)	4,125	.	0	W	太陽電池モジュールすべての測定出力の合計値(W)	4,211	34 W

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

設置費に関する領収書見本

〇〇〇〇（顧客） 御中

年 月 日

太陽光発電設備及び蓄電池に関する代金領収書

収入
印紙

香川県〇〇市〇〇町1-1-1
〇〇ソーラー販売株式会社 〇〇営業所
営業所長 太 陽 光 男 印

次の顧客の太陽光発電設備及び蓄電池の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。
なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。
また、受領した代金に相当する太陽光発電設備及び蓄電池の所有権を、契約書等に関わらず、次の顧客に移転したことを確認しました。

顧客	氏 名	
	住 所	
	設置場所	自宅住所に同じ

	費 目	金 額	入 金（受 領） 日
受 領 金 額	現 金	金 円	令和 年 月 日
	クレジット (クレジット会社名：)	金 円	令和 年 月 日
	その他 ()	金 円	令和 年 月 日
	合 計	金 円	

令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年3月10日環地域事発第2503102号）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号。以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号で定めるところによる。

（1）住宅

戸建の家屋であって、現に住居として使用されるもの又は住居として使用される予定のもの（店舗、事務所等と兼用のものを含む。）

（2）既存住宅

住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないもの（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）以外をいう。）

（補助金交付の対象）

第3条 知事は、再生可能エネルギーの導入を促進し、住宅における脱炭素化を図るため、次条第1号に規定する補助事業に要する費用の一部について、同条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）県内の既存住宅（住民票の住所で居住していることが確認できるものに限る。）において、補助事業（太陽光発電設備の設置を行うこと又は太陽光発電設備及びその設備に連系する蓄電池の設置を行うことをいう。）を行う個人であること。
- （2）県税を滞納していない者であること。
- （3）補助事業について、国及び県から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていない者であること。
- （4）法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- （5）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の事業実施年度における中国四国地方環境事務所長の香川県知事への交付決定通知日以後に、補助事業に係る工事請負契約を締結する者であること。

（補助対象設備及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表1に定める要件を満たす設備（附帯設備を含む。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定める額とする。

3 補助金の額は、別表3に定める額とする。

（交付申請予約の届出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請予約届出書（様式第1号。以下「交付申請予約届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 交付申請予約届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）届出者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）及び見積書の写し
- （2）太陽電池モジュールの型式名、公称最大出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等）
- （3）パワーコンディショナーの型式名、定格出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等）
- （4）蓄電池の型式名、定格容量が確認できるもの（カタログ、仕様書等）（蓄電池を設置する場合に限る。）
- （5）発電電力の消費量計画書（様式第2号）

(6) 発電電力の自家消費シミュレーション内容が確認できる書類

(7) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、交付申請予約届出書の提出があったときは、その内容を確認し、届出者又は第16条の手続代行者に受付番号を通知するものとする。

(交付申請予約の届出の受付)

第7条 交付申請予約の届出の受付は、先着順とし、受付期間は、補助事業を実施した年度の8月末日（受付期間を延長する場合は、知事が定める日）までとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日までを受付期間とする。

2 知事は、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請予約届出書の受付を中止することができる。

(交付申請予約の取下げ及び変更等)

第8条 交付申請予約の届出を行った者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請予約取下届出書（様式第3号。以下「交付申請予約取下届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 交付申請予約届出書の提出を行った者は、補助金の額の減額を伴う変更を行う場合には、速やかに、令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請予約変更届出書（様式第4号。以下「交付申請予約変更届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

3 交付申請予約変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 届出者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）及び見積書の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

4 知事は、交付申請予約変更届出書の提出があったときは、その内容を確認し、当該変更を承認するか否かを決定し、届出者又は第16条の手続代行者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 規則第4条の規定による申請をしようとする者は、令和7年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請書兼請求書（様式第5号。以下「交付申請書兼請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 交付申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書（様式第6号）

(2) 申請者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）及び見積書の写し（「交付申請予約届出書提出時」（前条第2項の規定による提出をした場合は、当該提出の時。以下同じ。）から変更があった場合に限り。）

(3) 申請者の住民票（発行日から3箇月以内のものに限る。）

(4) 県税の完納証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）

(5) 個人住民税の完納証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）

(6) 補助事業の実施に係る領収書の写し

(7) 補助対象設備設置場所の設置前の状況が確認できるカラー写真

(8) 補助対象設備が設置された建物全体を確認できるカラー写真

(9) 太陽光発電設備の出力対比表（太陽電池モジュールの製造番号等の確認及び実出力の対比ができるもの）

(10) 太陽光発電設備の設置状態を示すカラー写真（太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できるもの）

(11) 太陽電池モジュールの型式名、公称最大出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等）（交付申請予約届出書提出時から変更があった場合に限り。）

(12) パワーコンディショナーの型式名及び定格出力が確認できる資料（銘板の写真、検査成績書の写し等）

(13) 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し（固定価格買取制度（F I T）及びF I P（Feed in Premium）制度を利用しないことが分かるもの）

(14) 太陽光発電設備の保証書の写し

(15) パワーコンディショナーの保証書の写し

(16) 蓄電池の設置状態を示すカラー写真（蓄電池を設置する場合に限る。）

(17) 蓄電池の型式名及び定格容量が確認できる資料（銘板の写真、検査成績書の写し等）（蓄電池を設置する場合に限る。）

(18) 蓄電池の保証書の写し（パッケージ型番及び保証開始日が確認できるもの）（蓄電池を設置する

場合に限る。)

- (19) 補助対象設備を設置する住宅の建築工事が完了していることを証明する書類（検査済証の写し、建物の登記簿謄本（発行日から3箇月以内のものに限る。）等）
 - (20) 太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類（電気配線図等）（蓄電池を設置する場合に限る。）
 - (21) 発電電力の消費量計画書（交付申請予約届出書提出時から変更があった場合に限る。）
 - (22) 発電電力の自家消費シミュレーション内容が確認できる書類（交付申請予約届出書提出時から変更があった場合に限る。）
 - (23) 発電量を計測する機器の設置写真（モニター画面等）
 - (24) その他知事が必要と認める書類
- 3 前項第5号の書類が提出できない場合には、当該書類に代えてその理由が確認できる住民票又は戸籍の附票を提出するものとする。

（交付申請書兼請求書の受付）

第10条 交付申請書兼請求書の受付期間は、補助事業を実施した年度の1月末日までとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日までを受付期間とする。

（補助金の交付の条件）

- 第11条** 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。
- (1) 補助事業により取得した財産については、第17条第1項に定める期間は、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。
 - (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金交付決定）

- 第12条** 知事は、第9条の規定による申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をし、補助事業者に対して、前条に規定する条件のほか、交付決定番号、補助金の額及び交付を決定した日（以下「交付決定日」という。）を記載したかがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金不交付決定通知書（様式第8号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（工事の着工、建物の引渡し等）

- 第13条** 補助事業者は、第6条第3項の規定による受付番号を受領した日以後に、当該補助対象設備の設置等に係る工事の着手をしなければならない。
- 2 補助事業者は、交付申請書兼請求書を提出するまでに、補助対象設備の設置等に係る工事を完了し、かつ、電力会社と太陽光発電設備の電力受給契約を締結しなければならない（ただし余剰電力を売電しない場合を除く。）。
- 3 補助事業の完了日は、補助対象設備を領収した日、電力会社と太陽光発電設備の電力受給を開始した日又は製品保証書における保証開始日のいずれか遅い日とする。

（補助金の支払）

第14条 補助金は第12条第1項の規定による交付決定を行った場合に支払うものとする。

（決定の取消し）

- 第15条** 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

（手続代行者）

第16条 補助事業者は、交付申請予約届出書、交付申請予約取下げ届出書、交付申請予約変更届出書及び交付申請書兼請求書について、補助対象設備を販売する者等に対して、これらの手続を代行させる

ことができる。

- 2 前項の規定により手続を代行する者（次項において「手続代行者」という。）は、前項の手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者が第1項に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

（取得財産等の管理）

- 第17条** 規則第22条第2項ただし書に規定する知事が定める期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数）とし、同項第4号に規定する知事が別に定めるものは、補助事業により取得した財産とする。
- 2 補助事業者は、天災地変その他自らの責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第18条** 補助事業者は、規則第22条第2項の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第10号）を提出し、承認を得なければならない。
- 2 補助事業者は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。なお、承認に関する基準は、環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）の規定に準じるものとする。

（報告）

- 第19条** 補助事業者は、補助事業の完了後少なくとも1年間の間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、状況報告書（様式第11号）により、知事が指定する日までに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告のほかに、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

- 第20条** 第6条、第8条、第9条及び前条の規定による届出、申請又は報告については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出、申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行われ、その方法は知事が別に定める。
- 2 前項の規定により行われる届出、申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

（書類の提出）

- 第21条** この要綱により知事に提出する書類（以下「書類」という。）の部数は1部とする。
- 2 書類の提出先は、香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室とする。ただし、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、三木町、直島町、琴平町又は多度津町内の既存住宅において補助事業を行う者は、当該既存住宅の所在地を管轄する市役所又は町役場に書類を提出するものとする。
 - 3 書類の提出の方法は、郵送（配達の記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）又は持参によるものとする。

（補助事業に関する調査への協力）

- 第22条** この補助金の交付を受けた者は、知事の求めに応じ、補助事業に関する調査に協力するものとする。

（その他）

- 第23条** この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月22日から施行する。

別表1（第5条関係）

	補助対象設備	補助要件
(1)	太陽光発電設備	ア 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定又はF I P (Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 エ 補助事業者の敷地内の店舗・事業所等を除く住宅部分において、本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。 オ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10キロワット未満であること。 カ 発電量を計測する機器を備えること。 キ 各種法令等を遵守した設備であること。 ク 商用化され、導入実績があるものであること。 ケ 中古設備でないこと。 コ P P A・リースにより導入されるものでないこと。 サ 住宅のある敷地内に設置するものであること。 シ 店舗・事業所等を除く住宅部分において、太陽光発電設備で発電した電力を使用する設備であること。 ス その他、国実施要領別紙2の2. ア（ア）の「交付要件」を満たす太陽光発電設備であること。
(2)	蓄電池	ア この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 イ 家庭用蓄電池（20kWh未満）であること。 ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 エ 導入価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）が12.5万円/kWh以下のものとなるよう努めること。 オ 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。 カ 各種法令等を遵守した設備であること。 キ 商用化され、導入実績があるものであること。 ク 中古設備でないこと。 ケ P P A・リースにより導入されるものでないこと。 コ 定置用であること サ 店舗・事業所等を除く住宅部分において、蓄電池で蓄電した電力を使用する設備であること。 シ その他、国実施要領別紙2の2. ア（イ）の「交付要件」を満たす蓄電池であること。

別表 2（第 5 条関係）

	補助対象設備	補助対象経費
(1)	太陽光発電設備	補助対象設備の設置に係る設備費及び工事費の合計額(消費税及び地方消費税を除く)
(2)	蓄電池	補助対象設備の設置に係る設備費及び工事費の合計額(消費税及び地方消費税を除く)

※詳細は、国実施要領別表第 1 を参照のこと。

別表 3（第 5 条関係）

	補助対象設備	補助金の額
(1)	太陽光発電設備	8 万円に、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（キロワット表示の小数点以下切捨て）を乗じて得た額又は45万円のいずれか低い額
(2)	蓄電池	補助対象経費の 3 分の 1 の額又は20万円のいずれか低い額 （1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額） ただし、14.1万円/kWh（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）の 3 分の 1 を上限とする。

香川県補助金等交付規則（平成 15 年 3 月 25 日 規則第 28 号）

改正 平成16年 3 月26日 規則第12号

平成24年 3 月30日 規則第19号

（目的）

第1条 この規則は、補助金等の交付について、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、その交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- （1）補助金
- （2）利子補給金
- （3）前2号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものをいう。
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、間接補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

（補助事業者等及び間接補助事業者等の責務）

第3条 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、知事の定めるところにより、申請書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

- 第5条** 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。
- 2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（決定をしない場合）

- 第5条の2** 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。
- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（補助金等の交付の条件）

- 第6条** 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、その交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
- （1）補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
 - （2）補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
 - （3）補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
 - （4）補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - （5）知事の求めに応じて補助事業等に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助事業

等に係る施設、帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内（知事が別に期日を定めたときは、その期日まで）に、書面により当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により次の各号のいずれかに該当することとなったときその他特別の必要が生じたときは、補助事業等のうち既に経過した期間に係るものを除き、当該補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(1) 天災その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等がその責めに帰すべき事情によらないで補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができないとき。

2 第7条の規定は、前項の規定により取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせなければならない。間接補助金等を他の用途に使用させてはならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業者等が行う報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による命令をするときは、当該補助事業者等にその理由を示すものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了したときも、同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に書面により通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、そ

の報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

- 2 第12条第3項の規定は前項の規定による命令について、第13条の規定は同項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第16条 知事は、補助金等の額の確定後において当該補助事業者等に補助金等を交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、知事の定めるところにより、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 3 知事は、補助事業者等が、第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 4 知事は、間接補助事業者等が、第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 5 前各項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 6 知事は、第1項から第4項までの規定により取消しをしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該補助事業者等に書面により通知するものとする。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等を交付しているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項若しくは第3項の規定又はこれに準ずる条例若しくは他の規則の規定により補助金等の交付の決定を取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

- 4 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第20条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の管理)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

(帳簿書類の作成等)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業等を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(電磁的記録による作成)

第24条 この規則又はこの規則の施行のための規程の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年香川県条例第1号)第3条の規定の適用を受ける場合を除き、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により申請書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名については、記名押印又は署名に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であって知事が別に定めるものをとらなければならない。

(電磁的方法による提出)

第25条 この規則又はこの規則の施行のための規程の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定の適用を受ける場合を除き電磁的方法(情報通信の技術を利用する方法であって知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)をもって行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に交付の決定をする補助金等から適用する。

附 則 (平成16年3月26日規則第12号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に交付の決定をする補助金等から適用する。

令和4年3月30日	環政計発第2203301号	制定
令和4年7月1日	環地域事発第2207011号	改正
令和5年1月13日	環地域事発第2301131号	改正
令和6年2月13日	環地域事発第2402131号	改正
令和6年3月1日	環地域事発第2403011号	改正
令和6年7月23日	環地域事発第2407232号	改正
令和6年11月13日	環地域事発第2411133号	改正
令和7年3月10日	環地域事発第2503102号	改正

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 交付金は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定。以下「ロードマップ」という。）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、「脱炭素先行地域」又は「重点対策」の取組を意欲的に行う地方公共団体に対して、地域を脱炭素化し、再生可能エネルギー等の導入を推進するためのエネルギー対策特別会計を活用した財政的な支援を行い、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律と一体となって、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献することを目的とする。

（定義）

第3条 この交付要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

地方公共団体（都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合）が、第2条に定める目的を達成するために、第10条に定めるところにより地方公共団体が作成した「脱炭素先行地域」又は「重点対策」の取組等に関する計画（以下「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「交付金事業」という。）の実施に要する経費に充てるため、この交付要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二 脱炭素先行地域づくり事業

ロードマップ及び地球温暖化対策計画に基づき、地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として、環境省が選定した地域等（以下「脱炭素先行地域」という。）において、その実現のために交付金により行われる取組をいう。

三 重点対策加速化事業

ロードマップ及び地球温暖化対策計画に基づき、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組をいう。

四 交付対象事業

別に定めるところにより脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業に位置づけた交付金事業のうち地方公共団体が策定した地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画において計画されたもの（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

五 交付金事業者

交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体をいう。

（交付対象）

第4条 交付金の交付対象は次の各号に掲げる者を交付対象とする。

一 脱炭素先行地域づくり事業

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体

二 重点対策加速化事業

重点対策加速化事業を実施する地方公共団体

(交付期間)

第5条 交付金を交付する期間は、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画ごとに、交付金の交付を受けて、交付対象事業が実施される年度（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付を先に受ける場合は、当該交付金に係る交付対象事業が実施される年度）から概ね5年程度とする。ただし、脱炭素先行地域づくり事業については、令和8年度以降に交付対象事業を開始する場合であっても、最長で令和12年度（2030年度）までとする。

(交付限度額)

第6条 交付金の額は、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画において計画された交付対象事業ごとに算出された額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）の合計額又は次の各号に定める上限額のいずれか少ない額を超えないものとする。

一 脱炭素先行地域づくり事業

1 計画あたり 50 億円

二 重点対策加速化事業

都道府県

1 計画あたり 15 億円

政令市、中核市、施行時特例市

1 計画あたり 12 億円

その他市区町村

1 計画あたり 10 億円

2 同一の脱炭素先行地域において脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年11月13日環地域事発第2411134号）第3条第1項第2号に規定する民間裨益型自営線マイクログリッド等事業を実施する場合は、民間裨益型自営線マイクログリッド事業等に係る特定地域脱炭素移行加速化交付金の額と脱炭素先行地域づくり事業に係る交付金の額との合計が次の各号に定める上限額のいずれか少ない額を超えないものとする。

一 $50 + \frac{\text{民間裨益型自営線マイクログリッド事業に係る特定地域脱炭素移行加速化交付金の額}}{2}$ 億円

2

二 60 億円

(交付金の単年度交付額)

第7条 交付金の単年度ごとの交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出された額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）を超えない範囲で予算の範囲内において定めるものとする。

単年度交付額 = (交付限度額 × A) - B

A：交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B：前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：交付対象事業の事業費総額に対する執行事業費の割合

(交付対象事業の事業間調整)

第8条 交付金の交付決定後、交付対象事業を実施するにあたって、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に掲げられた交付対象事業の間の経費は、交付限度額の範囲内で地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画ごとに掲げられた交付対象事業間において流用をすることができる。

(交付額の年度間調整)

第9条 交付金の交付決定後、交付対象事業の進捗の状況により、進捗率に変更があった場合には、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

(地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の提出等)

第10条 交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、別に定めるところにより、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画を作成し、地方環境事務所を経由して環境大臣に提出しなければならない。なお、脱炭素先行地域づくり事業と重点対策加速化事業に係る地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画は、当該事業ごとに別業により提出するものとする。

2 環境大臣は、地方公共団体から前項の規定に基づく地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

3 前2項の規定は、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画を変更する場合（地域脱炭素移行・再エネ

推進事業計画 作成要領（令和6年11月13日環地域事発第2411113号）第4で規定する軽微な変更を除く。）に準用する。

（交付申請）

第11条 地方公共団体は、毎年度の交付金の交付申請において、様式第1による地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を、地方環境事務所に提出して行うものとする。

- 2 地方公共団体は、交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 地方環境事務所長は、第1項の規定により提出を受けた交付申請書について、交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、提出を受けた交付申請書を添付し、環境大臣に報告するものとする。

（交付決定）

第12条 地方環境事務所長は、第11条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を地方公共団体に送付するものとする。

- 2 第11条第1項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 地方環境事務所長は、第11条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（変更交付申請）

第13条 地方公共団体は、交付決定を受けた交付金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による地域脱炭素移行・再エネ推進交付金変更交付申請書（以下「変更交付申請書」という。）を、地方環境事務所長に提出して行うものとする。

- 一 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画ごとの交付決定額を変更しようとするとき
 - 二 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の対象となる事業を新たに追加しようとするとき
 - 三 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- 2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の変更交付申請の手続について準用する。
- 3 適正化法第7条第1項第3号に基づき環境大臣が定める軽微な変更は、地方公共団体ごとに交付金の額の増減以外の変更とする。ただし、第1項各号に該当する場合を除く。

（変更の承認）

第14条 地方環境事務所長は、第13条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、変更すべきものと認めたときは、変更を承認し、第2項に規定するものを除き、様式第4による変更承認通知書を地方公共団体に送付するものとする。

- 2 前項の変更を承認する場合において、交付金の交付決定の額を変更する場合には、第12条の規定に準じて交付決定の内容を変更し、様式第5による変更交付決定通知書を地方公共団体に送付するものとする。

（交付の条件）

第15条 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 地方公共団体は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 二 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。
- 三 適正化法第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 四 地方公共団体は、環境大臣又は地方環境事務所長の承認を受けずに、前号で定める期間を経過するまで、取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に

供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

五 交付対象事業の完了によって地方公共団体に相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の交付の目的に反しない場合に限り、交付対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付金の全部又は一部に相当する金額を地方公共団体に納付させることができる。

六 地方公共団体は、交付金事業計画に定める事業の完了後においても、以下の事業要件を満たすよう努めなければならない。

イ 脱炭素先行地域づくり事業を実施する地方公共団体は、2030年度までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現する。

ロ 重点対策加速化事業を実施する地方公共団体は、交付金の交付の目的に従って、温室効果ガス排出を削減する。

（交付金事業の中止又は廃止）

第16条 交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、交付金事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第6による中止（廃止）承認申請書を地方環境事務所長に提出して承認を受けなければならない。

（交付金事業の完了予定期日の変更）

第17条 交付金事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、地方環境事務所長に様式第7による完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後2か月以内である場合は、この限りでない。

2 第19条第2項による年度終了実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度終了報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

3 前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の内容に著しい変更を伴う場合は、第13条に規定する交付金の変更交付申請によるものとする。

（状況報告）

第18条 環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付金事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、交付対象事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（実績報告）

第19条 交付金の実績報告は、交付金事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書を地方環境事務所長に提出するものとする。

2 交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第9による年度終了実績報告書を地方環境事務所長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第20条 地方環境事務所長は、第19条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第16条に基づく中止又は廃止の承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定して、様式第10による交付額確定通知書により地方公共団体に通知するものとする。

2 地方環境事務所長は、地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、その額を超える交付金が既に交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、地方公共団体であって交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、返還の命令の日から90日以内で地方環境事務所長の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付金の支払）

第21条 交付金は、前条により交付すべき交付金の額を確定した後、支払うものとする。ただし、地方環境事務所長が必要であると認める場合であって、かつ、環境大臣と財務大臣との概算払にかかる協

議が整った場合には、概算払をすることができる。

- 2 地方公共団体は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算（概算）払請求書を地方環境事務所に提出しなければならない。

（地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の評価）

第22条 地方公共団体は、交付期間の終了時に、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の目標の達成状況等について別に定めるところにより評価を行い、これを公表するとともに、地方環境事務所を経由して環境大臣に報告しなければならない。

- 2 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言をすることができる。

（交付金の額の再確定）

第23条 地方公共団体は、第20条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により交付金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方環境事務所長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19条第1項に準じて提出するものとする。

- 2 地方環境事務所長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20条第1項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。
- 3 第20条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第24条 地方環境事務所長は、交付金事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、交付金事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- 一 地方公共団体が、法令等又は法令等に基づく環境大臣又は地方環境事務所長の処分若しくは指示に従わない場合
 - 二 地方公共団体が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
 - 三 地方公共団体が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他交付金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付金事業を遂行することができない場合（地方公共団体の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 地方環境事務所長は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 地方環境事務所長は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく交付金の返還については、第20条第3項の規定を準用する。

（監督等）

第25条 環境大臣又は地方環境事務所長は地方公共団体に対し、地方公共団体の長は地方公共団体から交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する事業者等（以下「間接交付金事業者」という。）に対し、それぞれ施行する交付対象事業に関し、適正化法、適正化法施行令その他の法令及び交付金の目的達成のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な指導、助言若しくは援助をすることができる。

- 2 環境大臣又は地方環境事務所長は地方公共団体に対し、地方公共団体の長は地方公共団体が補助する間接交付金事業者に対し、それぞれ施行する交付対象事業について、交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第26条 地方公共団体は、第10条の規定による地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の提出、第11条の規定に基づく交付の申請、第13条の規定に基づく変更交付の申請、第16条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第17条の規定に基づく完了予定期日の変更報告、第18条の規定に基づく状況報告、第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第21条第2項の規定に基づく支払請求、又は第22条に基づく地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の目標達成状況の報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（令和2年12月22日環境省告示第108号に定めるもののほか、適正化法第26条の3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第27条 環境大臣又は地方環境事務所長は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等は電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(関係書類の保管)

第28条 地方公共団体は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第15条第3号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(間接交付をする際に付すべき条件)

第29条 地方公共団体は、間接補助金（交付金を財源として交付対象事業を実施する団体等に交付する給付金をいう）を交付するときは、交付要綱第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第23条、第24条及び第28条に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

一 適正化法、適正化法施行令、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによること。

二 間接交付金事業者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 地方公共団体は、間接交付金事業者が交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 地方公共団体は、第1項の規定により財産処分の承認をしようとする場合は、あらかじめ地方環境事務所長の承認を受けてから承認を与えなければならない。

4 地方公共団体は、間接交付金事業者に相当の収益が生じると認められる場合には、間接交付金事業者に対して交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じなければならない。

5 地方公共団体は、前2項の規定により間接交付金事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6 地方公共団体は、間接補助金を交付した場合において、間接交付金事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(その他)

第30条 地方公共団体は、交付要綱に疑義が生じたとき、交付要綱により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱に記載のない細部については、地方環境事務所長に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

2 この交付要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関する必要な事項は、環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官が別に定める。

附則

この交付要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る交付金事業から適用する。

附則

この交付要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この交付要綱は、令和5年1月13日から施行し、令和4年度補正予算（第2号）に係る交付金事業から適用する。

附則

この交付要綱は、令和6年2月13日から施行する。

附則

1 この交付要綱は、令和6年3月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この交付要綱の第6条の規定の適用については、この交付要綱の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項において準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

この交付要綱は、令和6年7月23日から施行する。

附則

この交付要綱は、令和 6 年11月13日から施行する。

附則

この交付要綱は令和 7 年 3 月10日から施行する。

令和4年3月30日	環政計発第2203303号	制定
令和4年7月1日	環地域事発第2207012号	改正
令和5年1月13日	環地域事発第2301131号	改正
令和6年2月13日	環地域事発第2402131号	改正
令和6年3月1日	環地域事発第2403011号	改正
令和6年7月23日	環地域事発第2407232号	改正
令和6年11月13日	環地域事発第2411133号	改正
令和7年3月10日	環地域事発第2503102号	改正

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領

第1 通則

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）（以下「交付金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

第2 交付対象事業

交付金の交付対象となる事業の要件等は別紙1及び別紙2に定めるとおりとする。

第3 事業費の費目の内容及び算定方法

交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

第4 事務処理

- (1) 交付対象事業の実施にあたっては、環境省が特に定めるもののほかは、地方公共団体の財務規則、契約規則等により執行するものとする。
- (2) 地方公共団体は、交付対象事業の経理にあたっては、交付対象事業と交付対象事業以外の事業を厳に区分して行うものとし、次に掲げる関係書類及び帳簿等を区分し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存するものとする。
 - ① 請負契約等を締結したときは次に掲げる関係書類。
 - ア 予定価格調書又はこれに代わるべき書類及び内訳書
 - イ 競争公告又は指名通知等の関係書類
 - ウ 入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類
 - エ 契約書又はこれに代わるべき書類（工事請負契約書には、当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）
 - ② 補助金等を交付したときは次に掲げる関係書類。
 - ア 地方公共団体において制定した補助金等交付要綱
 - イ 補助金等の交付関係書類（交付申請書、交付決定通知書等）
 - ウ 補助金等の支出関係書類
 - ③ 交付対象事業の支出関係書類
 - ア 支出命令書、支出伝票、請求書及び領収書
 - イ 事業費歳入簿、歳出予算差引簿
 - ウ 資材受払簿
 - エ 工事日誌等の事業実施状況等のわかる書類
 - ④ 交付対象事業のうち、地方公共団体が直接執行する事業費については、各経費の費目別に支出して証拠書類及び関係帳簿を整理、保管しておくものとする。

第5 その他

- (1) 地方公共団体は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、地方環境事務所に速やかに報告し、その指示に従うものとする。
- (2) この実施要領に定めるもののほか、交付金の交付に関する必要な細目は、環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課長が別に定める。

附則

この実施要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る交付金事業から適用する。

附則

この実施要領は、令和4年7月1日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、令和5年1月13日から施行し、令和4年度補正予算（第2号）に係る交付金事業から適用し、令和4年度当初予算に係る交付金事業については、なお従前の例による。
- 2 第1項の規定にかかわらず、別紙1の（1）クの規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別紙2の（1）スの規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項で準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、令和6年2月13日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別紙1の1.事業の要件のカ及びケ並びに2.交付対象事業の内容のア（イ）、ア（ウ）、イ（エ）、イ（オ）、イ（キ）及びイ（ク）の交付率等の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別紙2の1.事業の要件のエ及びケ並びに2.交付対象事業の内容のア（イ）、イ（コ）及びウ（ソ）の交付率等の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項において準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、令和6年7月23日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、令和6年11月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別紙1の2.交付対象事業の内容のウ（セ）、ウ（ソ）、ウ（タ）、ウ（チ）及びウ（テ）並びに別紙2の2.交付対象事業の内容のオ（ネ）、オ（ノ）、オ（ヒ）、オ（フ）及びオ（ヘ）の交付要件の規定の適用については、令和6年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、別紙1の2.交付対象事業の内容のオ（二）及び別紙2の2.交付対象事業の内容のカ（マ）の交付率等の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項において準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

- 1 この実施要領は令和7年3月10日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず別紙1の1.事業の要件のケ、2.交付対象事業の内容のウ（コ）の交付率等の規定並びにイ（エ）（h,lを除く。）、ウ（ケ）c(c)、ウ（コ）及びウ（テ）の交付要件の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別紙2の1.事業の要件のカ、ケ、ス、セ、2.交付対象事業の内容のア（イ）ただし書き、ア（エ）、イ（コ）、イ（シ）、エ（ツ）、エ（テ）及びオ（ノ）の交付率等の規定並びにア（イ）（a,d,j,nを除く。）、イ（コ）（d,jを除く。）、ウ（ソ）、ウ（チ）、エ（ツ）及びエ（ヌ）の交付要件の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項において準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）

別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）

別表第1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費（設備整備事業）

別表第2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費（車両導入事業）

別表第3 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費（効果促進事業）

別表第4 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費（地方公共団体が交付金の執行に要する事務費）

1. 事業の要件

- ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- イ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ウ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- エ 事業全体の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）が25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。
- オ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- カ 2. ア及びイの2つを実施すること。
- キ 2. ア～オの5つのうち2つ以上を実施すること。
- ク 都道府県・指定都市・中核市（施行時特例市を含む。）にあっては、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）の導入量の合計が1MW以上、その他の市区町村にあっては0.5MW以上を導入する地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画を策定すること。
- ケ 改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定又は改定していること（一部事務組合及び広域連合の場合は、事務事業編及び全ての構成地方公共団体において区域施策編を策定又は改定していること。）。ただし、令和7年度中に策定又は改定する場合はこの限りでない。
- コ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- サ 2. アにおいて、地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備は本事業の対象外とする。ただし、PPA（※1）・リース等により民間事業者が地方公共団体の公共施設に導入する場合又は地方公共団体が地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める交付期間内に、太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の50%超に導入する場合についてはこの限りではない。
- シ 重点対策加速化事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の設備種別は、脱炭素先行地域づくり事業、民間裨益型自営線マイクログリッド等事業の交付対象外とする。
- ス 2050年度までの交付対象事業を実施する地方公共団体の区域のカーボンニュートラルに向けた道筋が示されていること。
- セ 2030年度までに交付対象事業を実施する地方公共団体の公共施設・公用施設の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとすること。

※1 エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。

※2 事業の中止若しくは廃止時若しくは地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の最終年度終了時に、「1. 事業の要件」カ若しくはキを満たしていない場合又は再エネ発電設備の導入量が1.クで定める量に達していない場合又は2030年度までにセを満たしていない場合には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

2. 交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

(ア) 太陽光発電設備（自家消費型）

事業実施主体	地方公共団体（PPA・リース等を含む。以下同じ。） 民間事業者・個人（ともに地方公共団体からの間接交付に限る。以下同じ）
交付率等	1／2以内（地方公共団体設置。PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む。） 5万円/kW以内（民間事業者設置。PPA・リース等により公共施設等及び個人の施設等に導入される場合を除く。） 7万円/kW以内（個人設置。PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。） 上記の事業実施主体によらず、 ソーラーカーポートを導入する場合は、1／3以内（交付対象事業費は上限3億円/件） 建材一体型太陽光発電設備（窓）を導入する場合は、3／5以内 建材一体型太陽光発電設備（壁）を導入する場合は、1／2以内
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環

	環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。 b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。 （a） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 （b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 （c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 （d） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 （e） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵堀を設置するとともに、柵堀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 （f） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 （g） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 （h） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 （i） 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 （j） 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 （k） 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 （1） 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 次の（a）～（b）のいずれかを満たすこと （a） 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を当該
--	---

	再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 h ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業）」を参考にする。 i 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（建材一体型太陽光発電事業）」を参考にする。
--	---

(イ)蓄電池

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	- 地方公共団体設置（PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む。）：蓄電池の価格（円/kWh）の2／3以内（ただし、下記価格（※）の2/3を上限とする。） - 民間事業者設置（PPA・リース等により公共施設等及び個人の施設等に導入される場合を除く。）：蓄電池の価格（円/kWh）の1／3以内（ただし、下記価格（※）の1/3を上限とする。） - 個人設置（PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。）：蓄電池の価格（円/kWh）の1／3以内（ただし、下記価格（※）の1/3を上限とする。） ※：家庭用（20kwh未満）：14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用（20kwh以上）：16.0万円/kWh（工事費込み・税抜き） ・再エネ一体型屋外照明用蓄電池：1／3以内
交付要件	a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること（再エネ一体型屋外照明用蓄電池の場合は除く。）。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 e PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5（地方公共団体設置は9/10）とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 【業務用蓄電池（20kwh以上）：gを満たすこと】 g 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池（20kwh未満）：h～mの全てを満たすこと】 h 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 i 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の

	出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること) (b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。 (d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 j 蓄電池部安全基準 (a) JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。 k 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) (a) JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 l 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) (a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。 m 保証期間 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。 【再エネ一体型屋外照明用蓄電池:nを満たすこと】 n JIS C 0920-1993における保護等級IP44相当以上の規格を満足すること。
--	--

別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kW を上限とする。））
	（間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び

			試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。

県税の完納証明書の発行場所のご案内

香川県県税事務所

高松市松島町 1-17-28
電話 087-806-0304



中讃税務窓口センター

坂出市江尻町 1355
電話 0877-46-0421



東讃県民センター

さぬき市津田町津田 930-2
電話 0879-42-1370



小豆県民センター

小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5
電話 0879-62-2266



中讃県民センター

普通寺市生野本町 1-1-12
電話 0877-62-9610



西讃県民センター

観音寺市坂本町 7-3-18
電話 0875-25-5200





香川県 環境森林部 環境政策課 カーボンニュートラル推進室

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県庁東館2階

電話:087-832-3851(直通) FAX:087-806-0227